

処分基準

平成18年6月1日作成

法 令 名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：	第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 概 要：	車両の使用制限命令
原権者（委任先）：	佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準：	使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：	佐賀県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話 0952-24-1111 内 5157)
備 考：	令和4年3月1日改訂